

倉敷市立川辺小学校 いじめ問題対策基本方針

いじめに関する現状と課題

- ・ 昨年度、いじめの認知件数は年間12件であった。原因は、人間関係のトラブルの延長で起きることが共通している。また、通信機能の付いているゲーム機の所持率や、高学年になるにつれ携帯電話やスマートフォンの所持率も高くなってきている。ネットいじめだけでなく、ネットトラブルに巻き込まれる危険性が現状としてある。いじめアンケートや教育相談からいじめの早期発見に努めているが、未然防止ができていない課題もある。保護者への啓発と連携を密にすること、そして、適切な対応のため、教職員研修も取り組んでいくことが必要である。

いじめ問題への対策の基本的な考え方

学校をあげた横断的な取組の継続と、いじめ防止等の対策を行う。いじめ対策委員会には、校長・教頭・教務・生徒指導主事・生徒指導部・養護教諭・該当児童の担任が参加し、それぞれの立場からいじめ問題の解決のための取組について協議する。

〈重点となる取組〉

- ・ 年2回の人権集会での取組を充実させ、異学年での交流を深めるとともに、情報モラルについての授業に計画的に取り組むようにする。
- ・ 児童の日常の様子や変容をしっかり観察し、どんなに小さな変化も見逃さず、いじめの積極的な認知に努める。
- ・ パソコンやスマートフォン・タブレットなど、子どもの身近にある情報機器の正しい使い方やマナーについて、授業等で取り上げて指導する。
- ・ 年2回の教育相談やアンケート調査を通して児童の様子を把握するとともに、生徒指導部会や終礼等、教員全員で共通理解を図り、組織的に対応する。
- ・ 対応の仕方や児童の情報について全教職員が共通理解し、組織的かつ迅速に対応できる体制づくりに努める。

保護者・地域との連携

〈連携の内容〉

- ・ 学校基本方針を年度初めの参観日で説明し、学校がいじめ問題への取組について保護者の理解を得るとともに、PTA研修会や保護者懇談等がいじめ問題についての意見交換や協議の機会を設定する。
- ・ 学校運営協議会委員の協力を得て、地域の方々との懇談の機会を設け、児童の学校外での生活に関する見守りや情報提供の依頼を行い、いじめの早期発見に努める。
- ・ インターネット上のいじめの問題やスマートフォン等の正しい使い方について、保護者懇談や人権研修会等で啓発するように努める。
- ・ 学校便り等で、いじめ問題等の各種相談窓口や学校の相談窓口を紹介し、活用を促す。

学 校

いじめ対策委員会

- 〈いじめ対策委員会の役割〉
基本方針に基づく取組の実施や年間計画の作成・修正、発生したいじめ事案への対応。
- 〈いじめ対策委員会の開催時期〉
毎月1回情報交換(緊急を要する場合には、臨時のいじめ対策委員会を設ける。)
- 〈いじめ対策委員会の内容の教職員への伝達〉
直後の職員会議や緊急の場合は終礼等で伝達
- 〈いじめ対策委員会の構成メンバー〉
- ・ 校外 スクールカウンセラー、PTA会長、SSW等
 - ・ 校内 校長、教頭、教務、生徒指導主事
生徒指導部、養護教諭、該当児童の担任

全 教 職 員

関係機関等との連携

〈連携機関名〉

- ・ 岡山県教育委員会 倉敷市教育委員会
- 〈連携の内容〉
- ・ ネットパトロールによる監視
 - ・ いじめ問題に関する相談、必要に応じた保護者支援のための専門スタッフの派遣
- 〈学校側の窓口〉
- ・ 教頭 生徒指導主事

〈連携機関名〉

- ・ 玉島警察署 学校警察連絡室
通級指導教室 適応指導教室
児童相談所 子ども相談センター
市福祉課 青少年を育てる会
主任児童委員 医療機関 法務局

〈連携の内容〉

- ・ 非行防止教室の実施
 - ・ 定期的な情報交換
- 〈学校側の窓口〉
- ・ 教頭 生徒指導主事

学校が実施する取組

① いじめの防止

- 児童のよさや強みに視点を置き、それを児童に返すポジティブな行動支援に基づく指導によって、いじめの未然防止に努め、すべての児童が自己有用感、自己肯定感をもつことができる学校・学級・授業づくり。
- 教職員の指導力向上のための研修として、学級経営がうまくいっている教員の取組を知る機会を設けたり、児童のどんな行動に対応しているのかを情報交換したりする場を設定するようにする。
- ネット上のいじめを防止するために、情報機器の利便性ととも、情報を発信する責任を自覚し、適切に利用できる力を身に付けるための情報モラルに関する授業を各学年において実践する。

② 早期発見

- 学級の児童の実態を把握するために、学期ごとにアンケートを実施し、年2回の教育相談で児童の生活の様子を十分把握する。
- すべての教員が児童の変化を見逃さないようにきめ細やかに声かけを行い、児童が気軽に相談できるような体制を作る。
- 児童の気になる変化や行為があった場合、担当教員が一人だけで対応するのではなく、生徒指導部会や終礼での報告会を開き、全教職員が共通理解をした上で対応する体制を作る。生徒指導上の情報をいつでも共有できる体制をつくる。
- 日頃から連絡帳、電話連絡等で児童の気になる変化や行為を保護者に伝え、学校と家庭が連携して取り組める体制を整える。

③ いじめへの対応

- 生じた事案に対しては、被害を受けた児童への速やかな支援を最優先としながら、関係する保護者、加害児童、いじめに至った要因の分析と解決に向けた働きかけを行う。
- いじめへの組織的な対応を検討するため、いじめ対策委員会を開催する。
- いじめがあったことが確認された場合は、いじめられた児童を守ることを最優先とし、当該児童及びその保護者に対して適切な支援を行う。
- いじめた児童に対しては、いじめは絶対に許されない行為であり、相手を深く傷つけることを毅然とした態度で論じ、いじめにつながった背景を十分に把握した上で、その後の健全な人間関係を育むことができるように指導を行う。
- いじめ問題はもちろん、児童間トラブルについても今後同じことが起こらないように対応を記録データとして残す。